

様式例第13号の18

公 告

下記農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和8年2月10日

愛知県知事 大村秀章

記

1 農地の所在等

所 在・地 番	地 目	面積(m ²)	所有者等の情報
豊橋市野依町字鎌田35番	田	918	安東 秀明

2 農地を利用する権利の内容等

内 容	始 期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
賃借権	令和8年5月1日	20年	(総額)18,360円 【年1,000円/10a】

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(名 称) 公益財団法人 愛知県農業振興基金

(代表者氏名) 理事長 犬飼 峰宏

(所 在 地) 名古屋市中区錦三丁目3番8号

4 補償金の支払いの方法

農地を利用する権利の始期までに名古屋法務局豊橋支局に補償金を供託してください。

5 補償金の還付について

農地の所有者等は名古屋法務局豊橋支局において、補償金の還付を受けることができる。